

辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金の概要（賃借料）

辰野町は、商業地域の活力と賑わいを創出し、活性化を図るため、商業地域の空き店舗、空き家、空き倉庫等を活用して行う事業者に対して、その改修費や賃借料の一部に「辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金」を交付します。

※商業地域：都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域に指定された地域

補助対象物件

商業地域内にある空き店舗等で、次に掲げる要件を満たす物件

- (1) 3ヵ月以上の間、空いている又は閉鎖の状態であること。
- (2) 年度内に事業が完了（開店）すること。
- (3) 出店しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (4) 主として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業その他町長が不適当と認める業を営むための施設でないこと。

補助金額

補助対象物件の賃借料で、出店してから12ヶ月間の当該経費の2分の1以内の額（敷金、礼金、駐車場代、光熱水費、共益費等は含まない。また、空き家を店舗として利用する場合、住居部分の賃借料は対象外とする。）とし、限度額は1ヶ月2万5千円とする。

補助対象資格

- (1) 県税・町税の滞納がない者
- (2) 出店について、辰野町商工会の推薦を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

補助金交付手続きの流れ

(事前相談) 事業内容を確認させていただいた上で、申請用紙をお渡しします。

① 空き店舗等の賃貸借契約

② 交付申請 申請手続きは、出店前にしていただく必要があります。 → 書類審査
様式第2号（交付申請書）、別紙1（事業計画書）

③ 交付決定 様式第4号（交付決定通知書）

④ 出店

⑤ 実績報告 様式第8号（実績報告書） → 審査 → 交付確定 様式第10号（確定通知）

⑥ 町への請求 様式第12号（交付請求書） → 補助金の支払い